

## 申請について

### 申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・医療機関などの領収書(写しも可)※受付後お返しします
- ・印かん(朱肉を使うもの) ・世帯主の預金通帳または振込み先の控え

### 申請場所

- ・市民課国保年金係
- ・山香振興課 ・大田振興課

## 限度額適用(・標準負担額減額)認定証のご利用が便利です

入院したり、高額な外来診療を受けるときには、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口へ提示することで、窓口でお支払いの際、自己負担限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

これらの認定証は、あらかじめ申請して交付を受ける必要があります。

70歳未満の一般区分(住民税課税世帯)の人には「限度額適用認定証」を、75歳未満で住民税非課税世帯(または低所得者Ⅱ・Ⅰ)の区分の人には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

### 申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印かん(朱肉を使うもの)

### 申請場所

- ・市民課国保年金係
- ・山香振興課 ・大田振興課

## 高額療養費の支給申請のお知らせを送付しています

市では、医療機関から提出される診療報酬明細書にもとづき、毎月高額療養費の計算を行っています。(診療を受けた月の約2か月後の計算となります。)

高額療養費の対象となり申請をしていない世帯には、診療を受けた月の3～5か月後に「申請のお知らせ」を郵送しています。(事前に申請の手続きを行っている場合、自己負担額が限度額を超えない場合は郵送しておりません。)

お知らせが届きましたら、市役所各庁舎国保担当窓口にて申請手続きをお願いします。

【お問い合わせ】 市民課国保年金係 ☎0978-62-3131 (内線 108)

※杵築市国民健康保険以外の方は、それぞれ加入している医療保険者へお問い合わせ下さい。

## 還付金詐欺にご注意!

不審な電話・訪問にご注意ください



▼厚生労働省・社会保険庁・市町村・広域連合の職員になりすまし、「年金の払戻しがある」「医療費の戻りがある」と言ってキャッシュカード等をだまし取る還付金詐欺が全国各地で発生しています。

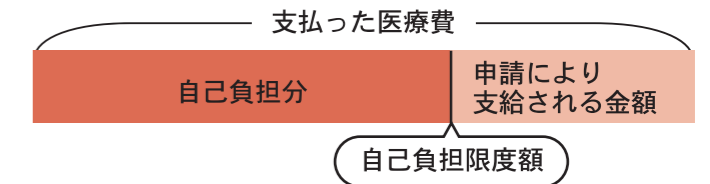
▼不審に思われたときは、ひとりで判断せず、家族の人や、市役所・後期高齢者医療広域連合までご相談ください。

利用してありますか?

# 国民健康保険 高額療養費制度

## 高額療養費制度とは?

月の1日から末日までの1か月(暦月)間に、医療機関や薬局の窓口で支払った額が一定額(自己負担限度額)を超えたとき、その超えた金額が支給される制度です。



## 自己負担限度額の計算方法

### 70歳未満の人

- ・月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとにかかった自己負担額(保険診療分)を計算します。
- ・医療機関ごとに計算し、同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別々に計算します。
- ・あなたの世帯内(国民健康保険加入者)で、同じ月内に1つの医療機関で21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合計します。

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	3回目まで	4回目以降
上位所得者(注1)	150,000円 + 総医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%	83,400円
一般	80,100円 + 総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が複数回あるとき、4回目から限度額が下がります。

注1) 同じ世帯に属する国保加入者の所得金額(総所得金額-33万円)の合算が600万円を超える世帯。所得の申告をしていない人も上位所得者とみなされます。

### 70歳以上75歳未満の人

- ・月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとにかかった自己負担額(保険診療分)を計算します。
- ・1つの世帯内(国民健康保険加入者)で、外来・入院、医療機関、診療科の区別なく自己負担額を計算して、次の区分に応じた限度額を超えた分が支給されます。

所得区分	外来限度額(個人ごとに計算)	外来+入院限度額(世帯で計算)	
		3回目まで	4回目以降
現役並み所得者(注2)	44,400円	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ(注3)	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ(注4)	8,000円	15,000円	

注2) 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

注3) 低所得者Ⅱとは、世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税の人。

注4) 低所得者Ⅰとは、世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税で、かつ、各種所得等から必要経費・控除(年金の所得は、控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる人。